

事 務 連 絡
令和6年2月29日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立公立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】の改定について

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、不登校児童生徒数が小学校及び中学校で約30万人、高等学校を合わせると約36万人に上り過去最高となりました。

文部科学省では、新しい不登校対策として、昨年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめるとともに、昨年6月16日に閣議決定した教育振興基本計画において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を計画期間内において進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指としています。

加えて、昨年11月には、学びの多様化学校の設置を促進するためのマイスター派遣事業を開始するとともに、学びの多様化学校マイスターを招聘したフォーラムを開催する等、学びの多様化学校の設置促進に向けた啓発事業等を実施しているところです。

そのような中、さらに設置の手続き等をわかりやすく周知するため、学びの多様化学校の設置を検討する自治体等が従来より御参照いただいていた「不登校

特例校の設置に向けて【手引き】」を改定し、新たに、「学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】」を取りまとめました。

つきましては、本内容について、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあっては所管の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知をお願いいたします。

記

1. 「学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】」について

本手引きは、学びの多様化学校に関する情報を整理し、新たに設置を検討している自治体等が設置に向けた手続きを円滑に行うことができることを目的に別添1のとおり、改定したものです。今回の改定に当たっては、兼ねてから要望が多かった特別の教育課程の編成手法や学びの多様化学校マイスターの意見を踏まえた不登校児童生徒への配慮に係る項目を追記しました。加えて、学びの多様化学校の実態調査の結果を盛り込むとともに、これまで築いてきた学びの多様化学校の実践を整理しているため、各学びの多様化学校の運営や設置に係る際に御活用いただくようお願いいたします。

2. 「学びの多様化学校解説資料（参考資料）」について

本手引きの改定に合わせてHP上に行政説明や住民説明会等に活用いただける参考資料を別添2のとおり掲載しましたので、教育委員会・学校法人等においては、各種説明等において積極的にご活用ください。なお、本資料を活用する際は、出典元に「文部科学省提供」等を挿入いただくようお願い申し上げます。

3. その他

本手引きは、令和6年1月末時点の情報を取りまとめておりますが、今後設置される学びの多様化学校の情報については、適宜HP等の情報を更新する予定としておりますので、申し添えます。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電話：03-5253-4111（内線：3299）

E-mail：s-sidoul@mext.go.jp